

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

スキージャンプ場条例の一部を改正する条例

スキージャンプ場条例（昭和60年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合	区 分	個人使用の場合	貸切使用の場合
児童及び生徒	1人1日までごとに <u>810円</u>	1時間までごとに <u>1,630円</u>	児童及び生徒	1人1日までごとに <u>830円</u>	1時間までごとに <u>1,680円</u>
学生及び一般	1人1日までごとに <u>1,290円</u>	1時間までごとに <u>2,590円</u>	学生及び一般	1人1日までごとに <u>1,330円</u>	1時間までごとに <u>2,660円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。